

消費者支援ネット

# ニュースレター

〒400-0032

甲府市中央4-3-19 桜商事ビル3階

電話・FAX

055-269-7771

Mail info@yamanashi-csnet.jp

## ●事業者への申し入れ・問い合わせをしました●

不当表示などを調査し是正申し入れなどを行なう「検討委員会」活動報告です（No.5）

| 事業者            | 申し入れ内容  | 経過・結果  |
|----------------|---|--|
| ウォーターサーバー提供事業者 | 広告には「レンタル料が今なら無料」と記載されているが、レンタル料が無料になるのは契約申入れの時期にかかるものではなかったことから「ウォーターサーバーの月々のレンタル料が『今なら』無料」とする表示は、景品表示法5条2号に違反するため削除ないし訂正するよう申入れました。   | 事業者より、当法人の申入れを受け入れ、今後の広告には記載しない旨の回答あり、H P上にあった同様の記載も削除したことを確認した。 |
| 通信販売事業者        | 商品（卓上クーラー）の広告に「今なら定価9980円を2980円で販売する」旨記載されていたが、定価9980円での販売実績が不明であり、いわゆる二重価格標記として、景品表示法5条1項2号の有利誤認に該当するおそれがあることから、「今後本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を比較対照価格に用いる表示を行ったり、比較対照価格に用いる価格について実際と異なる表示やあいまいな表示を行ったりすることにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしないよう求める」旨申入れました。 | 事業者より、申入れ内容を受け入れ、今後の広告作成に関し、法令を遵守する旨の回答があった。                     |



## ★オンライン消費者講座を開催しました★ 「販売者の不当な行為を是正する適格消費者団体って？」

講師 理事長 花輪仁士（弁護士）

2023年10月24日（火）10時20分～12時 参加者24名

ご参加ありがとうございました！

消費者被害や適格消費者団体の役割について知っていた内容でした。

参加者からは「良かった」「わかりやすかった」「身近な事例を学び勉強になった」「適格消費者団体の重要性がわかった」「子どもの未来のために参加し、学びがあった」などの感想とともに、適格消費者団体が消費者被害の予防や減少に寄与するとの期待の声が寄せられました。



## \*消費者被害・トラブル110番 弁護士無料相談会を開催しました\*

★2023年10月21日(土)、ユーコープやまなし県本部で、弁護士による消費者トラブルの無料相談会を開催し、やまなし消費者支援ネットの弁護士2人が相談を受け付けました。今回は電話での相談にも対応しました。当日は、「太陽光発電の売電支払いが無い」など4件の相談がありました。弁護士に相談できる良い機会なので、これからも継続して開催していきます。★

### シリーズ！みんなで学ぼう！

#### ◆ 消費者を守る4つの法律をシリーズで掲載します

#### その3 [特定商取引法] ··· ②通信販売

「通信販売」は、事業者がTV・新聞・雑誌・DM・インターネットなどで広告し、郵便・電話・インターネット等の通信手段で申し込みを受ける場合の取引です。

通信販売では、消費者は契約をするかどうかを広告の内容から判断するしかないため、事業者には、販売価格やその支払方法、商品の引き渡し時期、契約の解除等に関する事項、事業者の氏名・住所・電話番号等の法定の事項を広告に表示する義務があります。また、事業者は、消費者に対して、あらかじめ承諾がない限り、電子メールやFAXで広告を送信することが禁止されています。

通信販売については、クーリングオフ制度はありませんが、商品の引き渡しがあったときから8日以内であれば契約の解除等ができ、消費者が送料を負担することで返品ができます。しかし、事前に広告で特約の表示がなされていた場合には、その特約の内容にしたがうことになりますので、契約の解除等ができない場合もあります。そのため、通信販売では、事前に十分に広告の内容を確認して、契約するかどうかをよく考える必要があります。

通信販売の広告に誇大表示や不実の表示、誤認させるような表示があったような場合には、適格消費者団体による差し止め請求の対象となります。

●次回は、特定商取引法 ③「連鎖販売取引」です。



### 理事のひとこと

みなさん、こんにちは。

元日に能登半島地震が発生しました。被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。近年、地震や台風によって被災される方が増えております。日頃の備えが大切ですね。災害時には、被害に乘じた詐欺行為や不安を過度に煽った悪質商法が発生しております。例えば、公的機関などを装って募金を勧誘したり、家屋について不要な修繕工事を提案したりする手口があります。災害時においても、冷静な判断を心掛けたいですね。

理事 小林武人（山梨県司法書士会 会長）

#### \*会員加入のお願い\*

消費者被害をなくす活動のために、会員になっていたただける方を募集しています。この活動を進めていくためにご協力を願います。

#### \*情報をお寄せください\*

身近な消費者トラブル・被害情報の提供をお願いします。チラシや広告の疑問や、不審な情報を寄せください。